

令和7年5月現在

## 建築確認申請の事前協議について

城陽市では、本市の良好な都市環境の形成のため、建築確認申請の事前協議を行っています。京都府山城北土木事務所又は指定確認検査機関に建築確認申請書を提出される場合は、事前に都市政策課 開発指導係の経由をお願いします。

○ 必要部数：正本・副本・市控え（計3部）

※オンライン申請等により、建築確認申請を紙で印刷しない場合であっても、「市控え」及び「正本の第一面」については、紙での提出をお願いいたします。「正本の第二面以降」と「副本」については、省略することも可能です。

○ 必要図書

①	確認申請書第一面から第六面
②	委任状
③	付近見取図
④	配置図（給水、雨水・汚水経路（分流式）を図示）
⑤	求積図、面積表（敷地及び建築物）
⑥	各階平面図
⑦	立面図（高度斜線を図示(断面図でも可)）
⑧	断面図
⑨	その他必要となる書類（天空率計算書、各種誓約書等）

※郵送での事前協議を希望される場合は、上記の必要図書とご担当者名と電話番号、メールアドレスがわかる表紙等を同封の上、城陽市 都市政策課 開発指導係までお送りください。（郵送での返却を希望される場合、返信用封筒を同封してください。）

○ 処理期間：2、3日（土、日、祝を除く）

（注）計画内容によっては、関係各課との協議が必要となりますので、期間が延びる場合があります。期間には余裕をもって事前協議をしていただくようお願いします。

○ その他

- ・友が丘自治会の一部地域においては独自の建築ルールを定めておられますので、各種都市計画に合わせ、事前に調査をお願いいたします。※都市計画法又は建築基準法等の法令に基づく制限ではありません。
- ・建築計画概要書、建築工事届は提出不要です。
- ・計画変更についても、同様の事前協議が必要となります。
- ・建築基準法及び京都府条例に係る内容については、京都府山城北土木事務所 建築住宅課へお問い合わせください。

建築確認申請の事前協議に係る詳しい内容については、城陽市役所 都市整備部 都市政策課 開発指導係(TEL 0774-56-4067)へお問い合わせください。